

社会保険庁平成14年度達成目標について（概要）

（性格）

- 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、社会保険庁に対して、平成14年度に達成すべき目標を示すもの。

（注1） 政策の企画立案機能と実施機能の分離という中央省庁等改革の方針により、主として政策の実施を担う「実施庁」に対しては、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価し、公表することとされている。

（注2） 達成すべき目標は、平成13年度分から設定している。

（平成13年度達成目標との主な変更点）

主要な目標について、可能な限り数値目標を設定。

- ① 20歳到達者の国民年金の完全適用（100%）
② 厚年・健保・船保保険料収納率（H13年度以上）
③ 国年の保険料収納実績（H13年度以上）
④ 健保・船保レセプト点検の効果額（H13年度以上）

国民年金の事務移管に伴い、表現を変更したこと。

その他必要な修正等を行ったこと。

<備考>

平成15年度以降の達成目標についても、平成13年度の実績についての評価（平成14年度早期に実施）等を踏まえつつ、さらなる数値目標の設定等を検討し、評価の透明性・客観性の向上を通じて、社会保険庁の実績の向上を図ることとしている。

(参考) 中央省庁等改革基本法 (平成 10 年法律第 103 号) (抄)

(内部部局及び外局)

第 16 条 1～5 (略)

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの（当該府省の企画立案に密接に関係関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。）を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの範囲に限定することを基本とすること。

四 (略)

7 (略)

平成14年度において社会保険庁が達成すべき目標について

平成14年度において、厚生労働大臣が社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標は、別表のとおりとする。

なお、この目標に対する実績の評価に当たっては、国への事務移管等の制度変更及び社会経済情勢の変化による影響等を考慮するものとする。

また、平成15年度以降に係る目標については、社会保険庁の自律性を高める観点から、平成13年度以降の社会保険庁の実績に係る評価の結果も踏まえつつ、可能な限り具体的かつ客観的な基準となるよう引き続き検討を進め、逐次改善を図るものとする。

別 表)

平成14年度において社会保険庁が達成すべき目標

達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)
<p>1 適用事務に関する事項</p>		
<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所(船舶所有者を含む。)の適正な把握に努め、適用を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所数 ・全被保険者資格喪失事業所数 ・適用事業所数 ・巡回説明事業所数 	<p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 61, 287事業所 船員保険 144事業所 (平成12年度)</p> <p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 76, 723事業所 船員保険 439事業所 (平成12年度)</p> <p>政府管掌健康保険 1, 541, 989事業所 船員保険 7, 100事業所 厚生年金保険 1, 674, 165事業所 (平成12年度末現在)</p> <p>30, 115事業所 (平成12年度)</p>
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の事業主(船舶所有者を含む。)等に対し、適正な届出の励行を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催数 ・調査官総合調査件数 	<p>361, 049事業所 (平成12年度)</p>

達成すべき目標	指標	(参考指標データ)
<p>(3) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の事業主(船舶所有者を含む。)に対する調査を効果的に実施し、被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬を適正に把握すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数 (資格取得分) ・被保険者数 (資格喪失分) ・被保険者数 (年度末現在) ・被扶養者数 ・定時決定時調査件数 ・調査官総合調査件数 	<p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 6, 387, 672人 船員保険 26, 766人 (平成12年度)</p> <p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 6, 787, 711人 船員保険 31, 998人 (平成12年度)</p> <p>政府管掌健康保険 19, 450, 872人 船員保険 83, 691人 厚生年金保険 32, 192, 494人 (平成12年度)</p> <p>政府管掌健康保険 17, 306, 965人 船員保険 144, 575人 (平成12年度)</p> <p>721, 480事業所 (平成12年度)</p> <p>361, 049事業所 (平成12年度)</p>
<p>(4) 国民年金の20歳到達者の把握及び20歳到達者の完全適用により未加入者の解消を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳到達者の完全適用 		
<p>(5) 国民年金の被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、届出の励行を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種届出の勧奨件数 	<p>4, 933, 656件 (平成12年度)</p>
<p>(6) 年金に関する被保険者記録について、各種届出に基づき、基礎年金番号により正確に管理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度加入照会者数 ・年金手帳記号番号回答票数 	<p>2, 701, 591件 (平成12年度)</p>

達成すべき目標	指標	(参考指標データ)
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト点検調査、第三者に対する損害賠償請求権の行使等を通じて、医療費適正化を推進すること。</p> <p>・前年度の被保険者1人当たり点検効果額を上回ること。</p>	<p>・医療費通知件数</p>	<p>政府管掌健康保険 船員保険</p> <p>14,813,172件 78,947件 (平成12年度)</p>
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、傷病手当金等の現金給付の適正化を図ること。</p>	<p>・現金給付費</p> <p>・被保険者1人当たり支給日数 (傷病手当金)</p>	<p>政府管掌健康保険 船員保険</p> <p>5,049億円 76億円 (平成12年度)</p> <p>政府管掌健康保険 船員保険</p> <p>1.64日 7.89日 (平成12年度)</p>
<p>(3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図ること。</p>	<p>・失業保険金給付費</p> <p>・失業保険金受給者調査件数</p>	<p>75億円 (平成12年度)</p> <p>579件 (平成12年度)</p>
<p>(4) 厚生年金保険事業・国民年金事業において、年金給付は適正に決定し、支給すること。</p>	<p>・年金給付費</p>	<p>厚生年金保険 基礎年金 国民年金 老齢福祉年金</p> <p>21兆1,018億円 4兆9,302億円 1兆1兆5,706億円 563億円 (平成12年度)</p>
<p>(5) 厚生年金保険事業・国民年金事業において、年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実に行うこと。</p>	<p>・年金受給者あてパンフレット 送付数</p> <p>・説明会開催回数</p>	<p>新規裁定者送付分</p> <p>1,902,005部 (平成12年度)</p> <p>3,728回 (平成12年度)</p>

達成すべき目標	指標	(参考指標データ)
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防 健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の 事業を適切かつ効率的に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施者数 ・ 事後指導実施者数 	<p>政府管掌健康保険 船員保険 3, 165, 777人 22, 199人 (平成12年度)</p> <p>政府管掌健康保険 407, 446人 (平成12年度)</p>
<p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、適切かつ効率的に 実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数 	

達成すべき目標	指標	(参考指標データ)
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金教育の実施校数 ・年金研修の実施事業所数 	<p>延5, 241校 (平成12年度)</p> <p>6, 073事業所 (平成12年度)</p>
<p>(2) 厚生年金保険事業・国民年金事業において、年金個人情報提供の充実を図るなど、事業主、被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金相談者数 	
<p>(3) 国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。また、事業に対する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ掲載の相談項目数 	<p>年金相談項目数 180項目 (平成13年3月末現在)</p>
<p>(4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアクセス数 ・情報公開法に基づく開示請求の開示件数 ・レセプト開示件数 	<p>796, 136件 (平成13年3月末現在)</p> <p>2, 231件 (平成12年度)</p>